

鳥栖市選挙管理委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第50号。以下「新合併特例法」という。）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、新合併特例法第4条第11項、第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和8年9月1日

鳥栖市選挙管理委員会
委員長 西村 裕 孝

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 1, 196人

選挙権を有する者の総数の 6分の1の数 9, 966人

選挙権を有する者の総数の 3分の1の数 19, 932人

鳥栖市選挙管理委員会告示第27号

令和8年12月20日執行予定の佐賀県知事選挙のポスター掲示場におけるポスター掲示は、令和8年12月3日からできるものとする。

令和8年9月1日

鳥栖市選挙管理委員会

委員長 西村 裕 孝